

II 開発許可等申請手数料

南相馬市手数料条例に定めるところにより手数料を徴収する。

別表第2(手数料条例第2条関係)

種類	手数料の額		
	区分	規模	金額
1 都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「都計法」という。)第29条第1項又は第2項の規定に基づく開発行為許可申請手数料	(1) 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為	開発区域の面積が0.1ヘクタール未満	8,600円
		開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満	22,000円
		開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満	43,000円
		開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満	86,000円
		開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満	130,000円
		開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満	170,000円
		開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満	220,000円
		開発区域の面積が10ヘクタール以上	300,000円
	(2) 主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作の建築の用に供する目的で行う開発行為	開発区域の面積が0.1ヘクタール未満	13,000円
		開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満	30,000円
		開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満	65,000円
		開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満	120,000円
		開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満	200,000円
		開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満	270,000円
		開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満	340,000円
		開発区域の面積が10ヘクタール以上	480,000円
	(3) (1)及び(2)以外の開発行為	開発区域の面積が0.1ヘクタール未満	86,000円
		開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満	130,000円
		開発区域の面積が0.3ヘクタール以上	190,000円

第3章 第1節 II 開発許可等申請手数料

		上0.6ヘクタール未満	
		開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満	260,000円
		開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満	390,000円
		開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満	510,000円
		開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満	660,000円
		開発区域の面積が10ヘクタール以上	870,000円
2 都計法第35条の2第1項の規定に基づく開発行為変更許可申請手数料			<p>変更許可申請1件につき次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が87万円を超えるときは、その手数料の額は、87万円とする。</p> <p>ア 開発行為に関する設計の変更(イのみに該当する場合を除く。)については、開発区域の面積(イに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積)に応じ1の項に規定する額に10分の1を乗じて得た額</p> <p>イ 新たな土地の開発区域への編入に係る都計法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更について、新たに編入される開発区域の面積に応じ1の項に</p>

第3章 第1節 II 開発許可等申請手数料

			<p>規定する額</p> <p>ウ その他の変更については、10,000円</p>
3	都計法第41条第2項ただし書(都計法第35条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物の特例許可申請手数料		46,000円
4	都計法第42条第1項ただし書の規定に基づく予定建築物等以外の建築等許可申請手数料		26,000円
5	都計法第45条の規定に基づく開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料		<p>ア 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うものの又は主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール未満のものである場合にあつては、1,700円</p> <p>イ 承認申請をする者が行おうとする開発</p>

第3章 第1節 II 開発許可等申請手数料

			<p>行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール以上のものである場合にあっては、2,700円</p> <p>ウ 承認申請をする者が行おうとする開発行為がア及びイ以外のものである場合にあっては、17,000円</p>
6	都計法第47条第5項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付手数料		用紙1枚につき470円
7	都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第60条の規定に基づく開発行為又は建築に関する証明書等の交付申請手数料		470円